

公益社団法人 全国病院理学療法協会

広 報

平成30年12月20日 第233号

目 次

平成30年度 第2回理事会 議事録 (抄)	1
平成30年度 事業中間報告	10
平成31年度 基本姿勢 (案)	12
平成30年度 保険局活動報告	13
第67回 日本理学療法学会 終了報告	15
諸会議及び役員渉外行動報告	16
本部発信文書一覧	17
年度末業務予定表	18
第68回 日本理学療法学会 開催案内	19

平成30年度 第2回理事会 議事録（抄）

日時 平成30年11月18日(日)10:30～15:30

場所 協会事務所

出席者

理事 平野五十男(会長)
青柳 利之(副会長・事務局長・保険局長)
小川 嗣人(副会長・学術局長・理療出版部長)
丹羽つとむ(組織局長)
小路口 憲(広報局長)
三浦 政則(財務局長)
三宅健一郎(学術局次長・理療出版副部長)
津田 敏彦(学術局次長・教育研究部長)
可知 謙三(組織局次長)
野山 隆司(財務局次長)
多田 浩幸(特殊出版部長)

監事 大塚 正廣・中川 保

大内田 義己

相談役 柳澤 貞男・倉石 健二

公益法人推進部長 杉浦 幹雄

開会に先立ち青柳事務局長より、出席者数及び理事会成立の確認（定款34条定足数）が報告され、併せて報告事項は青柳事務局長が司会進行を、議案は平野会長が議長を務めること、並びに書記・録音は小路口広報局長が担当することが告げられ、理事会では、事業及び各部署の報告並びに議案の審議が行われた。

1. 報告事項

1) 役員渉外行動報告など

平野 役員渉外行動・協会発信文書・年度末行事予定については、各報告書並びに予定表のとおりである。また、内閣府の立ち入り検査が明年1月21日に行われる。会長、副会長、財務局長、公益法人推進部長、葵税理士で対応する予定である。

(渉外行動報告書 P16 参照)

(発信文書報告書 P17 参照)

(年度末行事予定表 P18 参照)

2) 厚生労働省への要望活動報告

青柳 10月17日(金)平野会長、青柳保険局長で厚生労働省へ出向き要望活動を行った。詳細については、第5号議案で報告する。

(平成30年度 保険局活動報告書P13参照)

3) マッサージ師・柔道整復師養成校への就職状況調査結果報告

丹羽 対象校203校に対し過去3年間の就職状況について調査を依頼し、86校(回収率42.36%)より回答を得た。今後データを精査し分析調査を進めて行く。

平野 今回の調査協力校に対して調査協力のお礼文書と共に、協会のPR並びに入会案内を合わせて送付している。

4) 会費未納者への督促状発送

三浦 今年度並びに過年度会費の未納者に対し督促状399通を10月上旬に送付した。未納者の内訳は30年度未納者369名、29年度未納者137名、28年度未納者91名である。また、住所不明が9件、その内7名は28年度からの未納者。結果として、11月10日現在、30年度未納者188名、29年度未納者9名、28年度未納者5名の合計202名より入金を確認した。今後は地方会ならびに支部役員から未納会員への会費納入の指導をお願いしたい。

5) 第41回 理学療法指導者講習会終了報告

小川 10月28日に広島大学病院にて開催し34名の参加で行った。DVD教材は12月中旬発送の予

定。また、伝達講習会の資料として必要であれば講演スライドのデータファイルの提供も可能である。問い合わせは本部へ。

6) 第68回 日本理学療法学会の進捗状況報告

- 多田 11月15日現在で会員からの演題発表数は14題に留まっている。各地方会、支部の協力をお願いしたい。また、市民公開講座を計画しているが講師からの承諾を待っている状況である。
- 小川 現在までの交付金120万円に対し11月15日現在で残金が1万円と報告書にあるが、支出は予算計画に沿った支出なのか。
- 三浦 学会の予算計画書から外れた支出はないか。
- 多田 会場費の支払いなど会議費にかかっていますが、支出は予算計画の範疇です。
- 野山 今年度170万、来年度230万、合わせて全国学会予算は400万円であり今後の支出も予算内でお願ひします。
- 平野 予算内での執行をお願いします。
- 多田 学会予算内で取り組みます。

2. 議題

議題1) 平成30年度 事業中間報告(10P参照)

- 平野 事業中間報告書は事前に配布されておりますので審議をお願いします。

(特に指摘事項はなく、全会一致で承認)

議題2) 平成31年度 基本姿勢(案)について

- 平野 基本姿勢(案)について小路口理事より見直しの提言が出されているので理事より説明を願う。
- 小路口 マッサージ師の晴眼者を対象とした養成校の開設に、本協会は反対の姿勢を取っているが、会員数の減少しているなか、養成校の開設を積極的に推進するよ

う、基本方針を見直すべきではないか。

(提言5. P8参照)

- 平野 全病理は、あはき関係7団体と共に法19条を守る立場をとっている、晴眼者の養成校を開校し優秀なマッサージ師を獲得する文言を基本姿勢に入れるべきか理事に意見を求める。

- 三宅 法の趣旨である視覚障害者の養護と、マッサージ等の技術向上は、別の課題であるが、マッサージ等を受ける側に立った場合、質の高いマッサージ師が要請されるような仕組みが適切ではないか。

また、マッサージ師のみでなく、柔道整復師も同時に考えるべきである。

- 可知 基本姿勢に入れるかは別として、マッサージ師の基本的な資質の向上ということで協会がリハビリの分野で取り組んできているが、基本ベースになる卒業生自体のベースの資質レベルを上げていくことが大事であります。19条の2項のような制限があることによって基本的にマッサージ師養成校の新設が制限されている。

問題になっているのは、臨床と教育と研究をきちんと行う大学教育の場が現実でない。そのことが盲学校の中で理療科を選択しない大きな理由になっていると聞いている。協会としても、リハビリテーションに今後もマッサージ師が従事していく上においては、ベースになる基本的な教育課程について一定の提言をしていく事は必要と思われる。これを提言に入れるか、他の事業計画に取り上げて行くかは、あはき推進協との関係もあり、協会としてのスタンスを

作っていった方が良いのではないか。

平 野 基本姿勢案に新たにこの文言を入れた方が良いのか、そこを協議してください。

野 山 医療職能団体としての全病理の立場を明確にしてから基本姿勢に載せるほうが良いのではないか。会員がエビデンスの集積と資質の向上を図る上で、大学での理療科の設置と資質の高い教育が必要ではないかと思えます。団体としての立場を把握した上で載せるなら載せる。今は、全病理として一致した立場がまだ全体として把握されていないのではないか。

平 野 基本姿勢の中に養成校の開校を求める文言を入れるべきだと考える方はいますか。

青 柳 小路口理事からの提案は重要な事であり、今後推し進めていかなければならない項目の一つではあります。しかし、会長が述べたように他団体との関係もあり平成31年度は盛り込む必要はないと考えています。

三 宅 基本姿勢は現状のままで良いが、全病理でこの提言を議論する場を作って頂きたい。この件で会長に聞いていただきたい事があります。19条の2項で視覚障害者を守っていきけるのか、そこに疑問を感じている。

平 野 基本姿勢案については小路口理事からの提案は載せずに平成31年度はこのままで行くことに賛成の理事は挙手願います。

(賛成多数で理事提案は否決)

議題3) 協会ホームページに係る業者委託(案)

平 野 協会ホームページの充実を図る目的でホームページの検討を行っている。
財務会計クラウドを現在委託し

ている業者とホームページの業務契約を行い、新たな協会ホームページの運用を4月1日より始めたい。委託経費は初期費用の60万円がかかる。

青 柳 協会ホームページは会員への効率的な情報発信と協会組織の周知を行う目的が有り誰もが見ている。今までは内部で管理、運用を行っていたが休止状態となっている。

これからは業務委託が必要になる。

平 野 委託したいがそれで良いか。

(全会一致で承認)

議題4) 平成31年度 予算案の骨子

三 浦 平成31年度予算案の会費値上げ分を本部の会員管理、財務処理システム及びエビデンスに関わる費用、地方会活動費などへ支出を予定している。

会費1人当たり(22,000円)の内訳は本部9,000円、支部5,000円、全国学会2,500円、地方学会500円、指導者講習会1,500円、理療2,500円、広報1,000円になる。

未納者対策については報告事項で述べたとおりになる。(報告事項4. P1参照)

財務対策委員会では、税理士報酬について検討し、税理士の年間業務スケジュール表、本部での作業内容を確認した。結果、当協会の財務状況も踏まえ、税理士費用の削減が必要と判断した。

よって、税理士より次年度の報酬額が今年度と同程度の場合には交渉を考えている。

また、地方会の決算を四半期から、年1~2回のチェックに減らしたい。

税理士による四半期ごとのチェッ

- クは見直したい。地方会からの財務処理ミスは単純な入力ミスが目立ち、決算期間の短いことによる通帳と現金のやり取り、立替者への支払いミスなどが多い。今後は地方組織の財務担当者へ直接アドバイスを検討したい。
- 平 野 毎月10箇所以上の支部、地方会のミスが指摘されている。財務局で責任を持って財務管理が本当にできるのか。
- 三 浦 出来ると思います。財務担当者にミスの指導を行いながらやって行きたい。
- 平 野 思いますでは不安だ。財務局が完全に財務処理が出来る事を確認してから提案すべき。頭の中の構想だけで出来る判断は駄目だ。
- 杉 浦 出来ると言うことはどのような事か。
- 平 野 ミスなど修正箇所が全く無くなるような修正を財務局で出来るかと言うこと。
- 杉 浦 税理士が行なう前に財務処理のミスを財務局で全て確認することは不可能。
- 平 野 提案するには委員会の方で確実に財務処理を行えると言うことが前提になる。
- 可 知 四半期ごとのチェックを簿記のできる方に委託する方法もある。税理士にかかる経費の削減にもつながる。
- 杉 浦 税理士経費は年間340万円を平成24年の公益法人会計になってから支払っているが、現在も同額で支払っている。このことが適正なのか疑問だ。会計処理の業務量を比べると、現在は会員数も減り平成24年に契約した340万円は交渉が必要だ。
- 平 野 再交渉は良いが、他の税理士会社との契約を比較検討しなければならぬ。
- 杉 浦 こちらに有利な条件で受注契約を結べる委託業者がいるかどうかを、調べてみてください。
- 杉 浦 見積もりを取り具体的に検討し、来年度交渉します。
- 青 柳 財務処理を間違えるのは同じ担当者なのか。ミスの頻度を減らすことはできないのか。
- 杉 浦 発生しているミスは今より減らないと思う。
- 平 野 財務処理を間違える担当者へ注意事項を送っている。学習して間違いが半減するように担当者は努力してほしい。
- 野 山 帳簿の間違いは単純ミスが多い。毎回同様の箇所について税理士より指摘されている。
- 三 浦 財務処理の間違いは今後も減らないと思います。
- 小路口 財務処理のミスが減るかどうかを議論するより、四半期ごとの財務処理で発生したミスに対してどのように対処しているのか。
- 平 野 税理士からメールで財務担当者へ指摘している。
- 小路口 メールだけでは良くなる。協会としてもマニュアル的な手厚い指導が必要では。
- 平 野 財務局で責任を持って指導をお願いしたい。
- 可 知 ケアレスミスが多いので、間違い箇所の多いところのマニュアルを作ると良いのでは。
- 中 川 決算は四半期ごとにしなくても良いのではないか。財務処理は年2回の決算で対応ができる状況にあると思う。
- 杉 浦 年2回で良いと思う。逆に監事の監査を年2回行ったほうが良いのではないか。この10年間で正味財産が半減してしまった。毎年赤字で活動している。収入を超える支出を10年間続けてきたことになる。

単年度の収支均衡を図って運営することが大事だ。

大塚 監事として今後はその点に注意を払って見て行きたい。

杉浦 新年度予算は会費値上げによって地方会活動費が増額された。今後も地方組織への配分を減らすことの無いよう今後も担保してほしい。

平野 約束はできないが、そのように考えている。

可知 地方会活動の維持、運営を行なっていくためにも、地方会活動費を減額することの無いよう本部活動を考えて運営を行っていたきたい。

津田 新年度も会費未納者による収入減が見込まれますが、収支均衡を図る立場にいる財務として、赤字が発生したらどこから補てんするのか。

三浦 来年度、赤字が発生した場合は例年通り基金を切り崩す形の財務処理になります。

津田 地方会活動費に影響が及ぶのか。

三浦 地方会活動費には波及しないと考えている。

野山 新年度予算の値上げ分は、地方会活動の運営を考えて地方会活動費を増額した。

来年度以降については、活動状況を見ながら考えて行きたい。

三宅 北海道、東北は会議にかかる交通費もままならないと聞いている。地方会活動が賄える予算になっているのか。

野山 地方会には増額して予算付している。活動に支障が出ないか一年状況を見たい。

小路口 新年度からの会費値上げ分に対して地方会活動費の増額を計上していただいた。この点は評価しているが、大事なことは来年度以降も同様に地方会へ資金の分配を継続し守って行くことです。

平野 今年の代議員会で約束した地方会への増額は守って行く。予算案の骨子は承認いただけるか。
(全会一致で承認)

議題5) 診療報酬・介護報酬改定に向けてのエビデンス集積に係る現状と今後の展望

青柳 全国各支部からエビデンスデータ集積の協力者76名より承諾を得たが、その内9月末までに提出が有ったのは19名である。個別機能訓練実施における日常生活自立度の変化を、会員から集積できたサンプル数70名と平成27年の国のデータと比較した。(グラフ1 P14 参照)

次に、疾患別リハビリテーション料における Barthel Index の変化、治療開始時と調査時点の比較をグラフにした。(グラフ2 P14 参照)

これらのデータを持参し10月17日厚生労働省へ要望活動に向いた。(平成30年度 保険局活動報告 P13 参照)

今回の要望活動で提出したデータはまだまだ少ない数である。今後更なるデータの集積が必要だ。

平野 役員は支部、地方会会員に対し更なるエビデンスの集積が出来るよう協力してください。

杉浦 今回、資料を持参して行った厚労省への要望活動は今後も続けて行くべきである。

青柳 そのためにもサンプル数を多く集めなければならない。良い方法があれば知りたい。

野山 今回の保険局の取り組みは評価している。今後もデータを集積しなければならない。

平野 データを集める方法について、役員から良い案を出してください。

三宅 協会から会員に評価してもらう内容を、具体的に示した方が集め易いのではないか。

可知 会員はどのような評価方法が良いか分からない人も多いと思う。評価方法の内容をこちらから会員へ提示してはどうか。また、介護施設などに勤務する会員へ直接依頼してはどうか。

青柳 支部長から、データ集積に該当する職場に勤務している会員へ、直接声かけをお願いしたい。今後、保険局から会員並びに支部長へ、再度文書を発送する。役員の皆さんからも、ご指導をお願いします。

平野 診療報酬・介護報酬改定に向けてのエビデンス集積の取り組みについて、賛否を取ります。協力していただけますか。

(全会一致で承認)

議題6) 規程の改廃と整備

平野 杉浦公益法人推進部長より規程の改廃と整備の件とすることで提案されています。説明を受けたい。

杉浦 定款を変更したことによる規程の修正を今回の理事会で決議し、規程の修正と改廃を行いたい。

提案理由：定款変更により、変更内容に即さない規程の文言を定款の条文に即して修正する。また、実際に運用していない本部事務所資産取得資金規程を廃止する。

改正内容：

1. 「支部執行委員長」を「支部長」に
 - 1) 海外研修助成金規程第3条、第4条
 - 2) 技能認定制度規程2の(5)
2. 代議員の選出を、支部単位から地方会単位の選出に即するように
 - 1) 代議員旅費規程第7条(宿泊)
 - (1) 「構成支部の代議員は」→「構成支

部の」を削除

(2) 同上

(3) 同上

第8条(請求手続)

旅費の請求は、行動後に、代議員請求旅費請求書(仮称)に必要事項を記入し

2) 領収書

(宿泊代金)を付した請求を支部執行委員長より一括でおこない、後日、精算する。→「支部執行委員長より一括で」削除する。

3. 「本部事務所資産取得金取扱規程」を廃止する。

平成23年8月28日の理事会にて、公益法人への移行申請に添付しないことを決定し、その後も、この規程を全く運用していないため。

4. 以下各種届、修正の必要あり

1) 会員登録事項変更届

2) 公益社団法人全国病院理学療法協会入会届並びに会員登録票

3) 退会届

4) 技能認定登録制度に係る「登録申請書」(技認様式1号)

5) 支部担当者届

6) 執行委員長及び執行委員候補者名簿

杉浦 提案理由ならびに修正と改廃の内容は以上です。

平野 規程の改廃について承認をもとめる。(全会一致で承認)

議題7) 日本理学療法学会と地方学会の今後の実施予定

平野 今後の全国学会と地方学会の開催地の予定を提案します。

2018年(平成30年度)

第56回 中部理学療法学会(愛知)

11月25日

第36回 近畿理学療法学会(和歌山)

2月3日

第67回 日本理学療法学会(川崎市)

2019年(平成31年度)

第59回 東北理学療法研修学会(岩手)

第46回 中国四国理学療法学会(広島)

第68回 日本理学療法学会（諫早市）
2020年

第5回 関東甲信越地方学会 9月～11月（未定）

第37回 近畿理学療法学会（未定）

第69回 日本理学療法学会（名古屋市）

2021年

第60回 東北理学療法研修学会（未定）

第47回 中国四国理学療法学会（未定）

第70回 日本理学療法学会（北海道）

2022年

第57回 中部理学療法学会（三重）

第38回 近畿理学療法学会（未定）

第71回 日本理学療法学会（広島）

2023年

第61回 東北理学療法研修学会（未定）

第48回 中国四国理学療法学会（未定）

第72回 日本理学療法学会（関東地方）

小路口 2021年の全国学会では北海道地方会創立70周年の記念行事を合わせて行う予定です。

可 知 今回の提案は各地方会の執行委員長へは確認されているか。

平 野 全国学会を含めて連絡、確認をとってお願いしている。承認を求めます。

（全会一致で承認）

平 野 次に提言要望が出されていますので審議願います。

提 言

1. 運動療法機能訓練技能講習会における財務支援の制度化について

近畿地方会執行委員長 町井修治

近畿地方会でも技能講習会を概ね継続開催しているところですが、受講生の減少による財務上の理由から開催が危ぶまれつつあります。

技能講習会の運営には、20名以上の受講生の確保が必要ですが、近畿地方会では受講希望者は今後も十代前半の少人数に止まる事が推測されます。

基幹事業である技能講習会を少人数でも継続開催し新たな会員の獲得と、技能認定登録者を増やす公益性の観点に鑑み、新たなルール

の下に財務上の支援を行うことが必要です。受講費用の受益者負担の原則の上に、開催支援または、決算時補填を行う。受講希望者20名未満、15名程度の際に、30万円を限度として財務支援を行う規定づくりを提言いたします。

（近畿地区技能講習会開講時受講者・他地方からの受講者含む）

年 度	受講者	年 度	受講者
H23	33名	H27	31名
H24	23名	H28	12名
H25	12名	H29	29名
H26	未開催	H30	16名

理 由：

①技能講習会開催を見送ると新たな会員の獲得が難しく、財務的に自然減収を放置することとなる。

②技能講習会開催による新入会員の獲得により、年会費、学会、課題講習会参加費等複数年の増収に繋がる。

③技能講習会を修講し技能認定登録制度の登録者を増やす事が公益性の実現に繋がる。

以上のことから、一定の財務支援を行っても収支は、マクロ的にプラスになる可能性が高い。

平 野 受講希望者20名未満、15名程度の際に、30万円を限度とする財務支援を規定化する要望が提言されている。

柳 澤 技能講習会は年間2箇所での開催を基本的に考えているが、そのために補助金を出す事を規定化することは反対です。

三 浦 協会財務から支援するのは反対です。受講料の値上げで対応すべきです。

杉 浦 技能講習会の開催には、何人で開催しても経費は200万円かかるので、その辺を考えて受講料の値上げを検討すべき。

丹 羽 規定するのではなく、経費が不足する場合に本部から支援金を頂きたい。開催資金が不足した

ために受講希望者を切り捨てることはしたくない。

青 柳 助成金を制度化するのではなく、単年度で開催資金が不足する場合に検討すべき。

柳 澤 開催予算が不足する場合には、事前に技能講習会実行委員会へ相談する。

技能講習会特別会計全体として検討する方法もある。

平 野 本部で今後検討課題とします。

2. 運動療法機能訓練技能講習会開催要項(開催準備情報含む)の早期公表の件

近畿地方会執行委員長 町井修治

4月には、開催要項等を協会本部ホームページの講習会開催要項に載せられるようにして頂きたい。

平 野 技能講習会開催要項のホームページへの早期掲載は可能です。

来年4月よりホームページが新しくなります。要請があればその時点で掲載します。

3 地方学会における取得単位数変更の件

理事 野山隆司

地方学会の取得単位は現行5単位ですが、採算に合う会員参加数の増加と学会開催時間を考慮した際、6単位程度の取得が望ましいと考えます。

平 野 地方学会の単位数を1単位増やす規定の見直しについて意見を求めます。

杉 浦 地方学会の単位を増やすと全国学会への参加者が減少する懸念もあり現行の単位が良い。

野 山 伝達講習会と地方学会が同じ5単位におかれていることに疑問を感じている。

小 川 学術局としては、現行のままで

良いと考えている。

三 宅 視点を変えて、技能認定登録更新の総単位数を増やす事を検討しては。

丹 羽 現行のままで良い。

可 知 技能認定登録更新の総単位数を増した後、それぞれの単位数を増やす方法。

平 野 学術局長含め現行のままの意見が多いので、規定は現行のままとする。

4. 当協会における福利厚生(特に慶弔)規定作成の是非の件

理事 野山隆司

公益法人が日々実務に関わる役員等への福利厚生の一環としての「慶弔規定」を定めることに特段の問題は無いと思われます。また、他の公益社団法人においても、この「慶弔規定」を定めている団体は多くみられます。

当協会においては、財務状況等の問題もありますが「社会通念上妥当な金額の範囲内」において(限定的な)規定を作成していくことの是非をご検討いただきたい。

平 野 規定化すると支部によって財政的に出せない支部も起こる。

杉 浦 本部には内規が有るので本部としての対応はできている。地方会、支部まで規定化しない方が良い。

平 野 慶弔規定は改めて設けないこととする。

5. 基本姿勢(案)にマッサージ師養成に関わる文言を明記すること。

理事 小路口 憲

国民医療を担うマッサージ師の養成に関わる取り組みの推進を協会の基本姿勢として掲げ、関係機関とともにマッサージ師養成コースの開設・開校を求める活動を推進し、医療マッサージ師の増員を図る。

平 野 基本姿勢についての提言は、議題の平成31年度基本姿勢(案)

で行ったので省略。

6. 日本理学療法学会規程の見直し(会員研究発表規程を設ける)

理事 小路口 憲

- ①日本理学療法学会の演題提出に関する規定を設ける。
・9地方会の内、関東甲信越・中部・近畿の地方会は原則4題以上、その他の地方会は原則3題以上の演題提出を規定する。
- ②地方学会で発表した演題の再提出を可能にする。
- ③学会担当地方会は演題数30題以上を基本とし開催に務める。
- ④全国学会開催規程を設け上記を規定する。

平野 学会規定の見直しが提言されています。審議願います。

小路口 演題発表の提出数が減少していることで、演題提出の規定化を提言した。

柳澤 規程に未発表のこととあるが、地方学会で発表した演題等も再提出は可能ではないか。

杉浦 演題の集め方としては、学会に演題提出をした会員に対して演題作成補助費などの名目を考え何らかの助成金を設ける。演題を集める工夫も必要ではないか。

小路口 基本的には30題以上集めたい思いで提言しています。地方学会で発表した演題を全国学会へ再提出することや、学会開催担当者から地方学会の演題発表者へ働きかけを行い、演題数を30題以上集めるそんな思いで取り組んでほしい。

平野 全国で協力して演題を30題以上集めることを再確認し、改めて規定化はしないこととする。

7. 理学療法指導者講習会規程の見直し(案)

理事 小路口 憲

- ①受講した者は、年度内に → 受講した者は、1年以内に 伝達するに変更を望みます。
- ②自費での参加者には修了証が発行されないと規程されていますが、発行しても良いのではないのでしょうか。

小川 理学療法指導者講習会は単年度の事業なので、伝達講習会も同様に年度内での実施が望ましい。

平野 規定変更せず、現行のままと致します。

8. その他

理事 小路口 憲

- ①地方会の会計クラウドまたは、会員管理クラウドに年会費の納入状況が確認できるページを設けてはどうか。
- ②協会ホームページの充実を望みます。協会広報との関係で必要です。

平野 協会ホームページは外部委託を予定している。新年度よりホームページの充実を図る。

理事会では、多くの質問や意見が出されましたが、広報紙面の都合により、審議の過程を妨げない範囲で割愛させていただきました。

以上

平成 30 年度 事業中間報告

1. 事務局

1) 会議の開催

- (1)定時代議員総会 5月25日 ウェスタ川越
- (2)定時代議員総会報告会 5月26日 ウェスタ川越
- (3)理事会 2回 6月17日・11月18日 協会事務所
- (4)臨時理事会 5月25日 ウェスタ川越
- (5)地方会代表者会議 5月25日 ウェスタ川越
- (6)会長・副会長等業務会議 4回 6月17日・8月18日・10月6日・11月17日 協会事務所

2) 事務処理及び管理

- (1)諸会議に係る企画、立案、文書作成
- (2)葵税理士法人との決算処理作業
- (3)法人業務及び会計に係る報告書の提出
- (4)関連省庁、学会等に対する各種要望書作成と要望活動
- (5)各支部から提出された平成 29 年度事業報告、決算報告等の整理、管理

3) その他

- (1)東洋療法研修試験財団生涯研修作業部会への参画
- (2)あはき等法推進協議会への参画

2. 組織局

- 1) 会員登録(入会・退会)の処理と支部への通知
- 2) 会員登録事項変更届の受理及び処理を 8月22日・10月4日実施
- 3) 会友・休会申請書受理と支部への通知
- 4) 平成 30 年度 会員名簿作製、管理
- 5) マッサージ師、及び柔道整復師養成校への就職状況実態調査の実施と分析

3. 情報管理局

- 1) (議題 3. P 3 参照)

4. 保険局

- 1) 平成 30 年度 診療報酬及び介護報酬改定に係る情報収集

(リハビリテーション及び機能訓練等)

- 2) 診療報酬及び介護報酬に対する問い合わせ等対応
- 3) 技能認定登録者のエビデンス集積に係る業務
- 4) 厚生労働省(保険局医療課・老健局老人保健課及び振興課)へ次期診療報酬、介護報酬改定に向けた要望活動を 10月17日実施(保険局活動報告 P 13 参照)

5. 学術局

1) 全般

- (1)第 67 回 日本理学療法学会 5月26日・27日 ウェスタ川越
- (2)第 68 回 日本理学療法学会準備委員との打ち合わせ 5月26日 ウェスタ川越

2) 教育部

- (1)第 41 回 理学療法指導者講習会準備委員会 6月10日 広島日赤病院
- (2)第 41 回 理学療法指導者講習会講師への挨拶、打ち合わせ 7月11日 広島大学病院
- (3)第 41 回 理学療法指導者講習会を 10月28日広島大学病院にて開催し 34 名が参加

3) 研究

- (1)学術研究資料の収集

6. 理療出版部

- 1) 原稿依頼、収集、校正の編集業務
- 2) 理療発行
Vol 48 No.1 (185 号) 1,900 部
Vol 48 No.2 (186 号) 1,900 部

7. 特殊出版部

- 1) 理療「音声対応 CD」No.185 号 72 部
- 2) 理療「音声対応 CD」No.186 号 73 部
- 3) 理療「デイジー図書」No.185 号
- 4) 理療「デイジー図書」No.186 号
- 5) 広報「CD 版」No.232 号 43 部
- 6) 広報「デイジー」No.232 号 35 部

8. 財務局

1) 会費納入状況(10月7日現在)

(1)会費納入対象者 1,588名
未納者 384名

(2)過年度の未納者状況

平成28年度以降66名・平成29年度
以降50名

2) 財務報告

- (1)今年度も四半期ごとの決算業務を実施
- (2)各地方会・支部、各地方学会、全国学会への資金交付完了
- (3)会費未納者への請求(督促状発送)
10月9日290通、10月12日109通

9. 広報局

- 1) 広報232号の編集作業(三校)を経て
7月21日発行
- 2) 広報掲載内容とホームページ掲載内容
についての検討
- 3) デイジー横浜との広報232号特殊出版
物作成に係わる対応
- 4) 広報233号編集委員会 11月17日開催
 - (1)広報発行内容の検討
 - (2)発行スケジュールの作成並びに掲載原
稿の依頼
 - (3)編集委員との校正作業の連絡調整
 - (4)大圏社担当者との校正・発行作業の連
絡調整

(5)デイジー横浜との広報233号に係わる
対応

10. 運動療法機能訓練技能講習会委員会

- 1) 神奈川県支部・近畿地方会の2会場に
て7月より開催
- 2) 視聴覚教材の補完及び整理
- 3) 第26回 技能認定試験(平成31年2月
10日実施)の準備
- 4) カリキュラムの検討と情報収集

11. 技能認定登録制度委員会

- 1) 平成29年度 単位取得講習会報告書
の審査及び承認単位通知書の発行
- 2) 技能認定登録及び技能認定登録更新
(再更新を含む)等の遂行
- 3) 学会・講習会開催案内のホームペー
ジへ掲載

12. 財務処理対策委員会

- 1) (議題4. P3参照)

13. 表彰選考委員会

- 1) 千葉県支部創立60周年記念事業及び、
中部地方会創立70周年記念事業に係
る協会長表彰の推薦受理と受賞者の決
定
- 2) 叙勲・褒章受章者の推薦と関係官庁と
の折衝

平成 31 年度 基本姿勢（案）

会員数の減少と高齢化が進む本協会にとって、厳しい運営が続いているなか、組織を充実し、基盤の強化を図ることが急務である。

第 59 回定時代議員総会で決定された事業の推進状況と、各地方会及び支部から寄せられた意見、要望を踏まえ、理事会において審議し、平成 31 年度基本姿勢(案)を作成するものである。

1. 学識・技術の向上

理学療法従事者の学識、技術を向上させる目的で、日本理学療法学会及び運動療法機能訓練技能講習会並びに、理学療法指導者講習会等を主催するとともに、学術誌の発行、技能認定登録制度に伴う単位取得講習会の充実、併せて研究活動の指導を推進する。

2. 診療報酬制度における取り組み

技能認定登録者が実施するリハビリテーション等のエビデンス集積と、消炎鎮痛処置から手技療法を独立させること及び、職場における会員の実態について把握し、厚生労働省等へ要望活動を推進する。また、技能認定登録を行っているはり師・きゅう師を、疾患別リハビリテーションの施設基準における算定要員として組み入れられるよう運動を継続する。

3. 介護報酬制度における取り組み

技能認定登録者が実施するリハビリテーション及び個別機能訓練等のエビデンスの集積と、職場における会員の実態について把握し、厚生労働省へ要望を行う。

4. 技能認定登録制度の推進

平成 15 年度に発足したこの制度は、厚生労働省及び関連医学会等において一定の評価をいただき、平成 18 年度の診療報酬改定並びに、平成 21 年の介護報酬改定で、「運動療法機能訓練技能講習会を受講するとともに、定期的に適切な研修を修了しているあん摩マッサージ指圧師等」として、算定要員として位置付けられている。

今後、講習会等の更なる充実を図り、技能認定登録者がリハビリテーション及び機能訓練等の領域において容認され、その役割を確立できるよう努力する。

5. 医療機関及び介護保険施設、福祉施設等で理学療法業務に従事するあん摩マッサージ指圧師、柔道整復師等の医療法上の位置付け

病院等で理学療法、運動療法、機能訓練に従事しているあん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師等について、医療法に基づく「医療従事者」として位置付けられるよう、活動を推進する。

6. 組織強化

公益社団法人としての事業を推進するため、組織の充実と財政基盤の強化を図る。組織の拡充については、マッサージ師、及び柔道整復師の養成校に対し、卒業生の本協会への入会を呼びかけるほか、介護保険分野のリハビリテーション及び機能訓練従事者に対しても、積極的に本会への入会を勧めていく。

平成 30 年度 保険局活動報告

日時 平成 30 年 10 月 17 日(金)
場所 協会事務所及び厚生労働省
出席者 平野会長 青柳保険局長
10:10～11:00 協会事務所

厚生労働省へ提出する資料、技能認定登録者のエビデンス集計表をまとめ、要望及び指導をお願いする事項を確認

13:00～13:40 厚生労働省 保険局医療課
担当者 課長補佐

リハビリテーション料の告示、通知等で技能認定登録者の算定項目、算定根拠、協会が実施したエビデンス集計(日常生活自立度及び Barthel Index; 機能的評価 BI と略す)を示し、以下のような協議を行った。

1. 診療報酬の格差是正に係る要望に相応しいエビデンスのサンプル数、データの根拠資料について。

担当者：リハの施設基準にはⅠ～Ⅲがあり、それぞれ人的、物的要件が決められているため、治療効果だけで判断はできない。また、技能認定登録者の業務効果は、PT 協会の意見も聞かなければならないため、事前に協会側と PT 協会の協議が必要ではないか。

今回の BI については、数より先に調査の目的、方法などを明確にしてからでなければ、エビデンスの検証はできない。

2. 中医協の医療技術評価委分科会へのエビデンスデータ提示について。

担当者：中医協に提出用のツールがあるので、検索し参考にしてください。

3. 地域包括ケア入院料で技能認定登録者が業務できることを、協会のパンフレットやホームページへ掲載しても、制度上問題ないか。

担当者：施設基準には、「定期的に適切な研修を修了しているマッサージ等」とはどこにも明記されていない。あくまで脳血管、廃用、運動器等のⅠとⅡの届け出を行っている施設と定めているため、技能認定登録者の広告は、誤解を与えかねないのではないか。

4. 診療報酬の要望における医療法上の医業類似行為者と診療補助行為者の評価について。

担当者：エビデンスの有用性の評価は同じであり、医療法上の制限はない。

5. 消炎鎮痛処置料の動向について。

担当者：厚労省内や中医協で、現在何も話が出ていない。

6. その他

Ⅰについて、格差の是正ではなく、Ⅱの点数が算定できるように要望し、それに相応しいエビデンスを示された方が、一般的な要望ではないか。

14:00～14:40 厚生労働省 老健局老人保健課及び振興課

担当者

老人保健課課長補佐

振興課課長補佐

振興課基準第二係係長

通所リハビリテーション費の通知等で技能認定登録者の算定項目、算定根拠、協会が実施したエビデンス集計(日常生活自立度及び BI)を示し、以下のような協議を行った。

1. 通所リハの全時間算定について。

担当者：1～2時間に組み入れられたことが大きな成果であり、その領域における技術の有用性を集積し、要望してください。

2. 個別機能訓練指導員の技能講習会受講について。

担当者：日常生活自立度では、一定の効果が確認できるが、33改定に関連する調査と評価は BI を指標とすることが決まっている。30改定で新設した「ADL 維持加算」と類似した内容の調査を行うことになっているため、今後は、その詳細を検索し、協会として調査してみてもどうか。

なお、調査にあたっては、技能認定登録者のエビデンスを分かり易くするため、

- ①技能認定者のみが行う機能訓練
- ②同じ利用者に技能認定登録者とそれ以外の指導員(リハ専門職を除く)が行う機能訓練

③技能認定登録者以外の指導員(リハ専門職を除く)が行う機能訓練と分け、データ比較すれば、効果の有用性が示されるのではないか。

また、要望内容は、リハ専門職を除く機能訓練指導員が、技能講習会を受講させるということは、非現実的であるた30改定で加わった「はり師 きゅう師」について、6ヶ月の実務経験に加え、技能講習会の

受講を義務付けるよう要望することが現実的ではないか。その場合、全病理独自の要望ではなく、はり師きゅう師の団体と、事前に十分協議することをお勧めします。

更に、技能認定登録者は、リハ専門職の団体と加算で評価するよう要望した方が、現実的ではないか。

以上

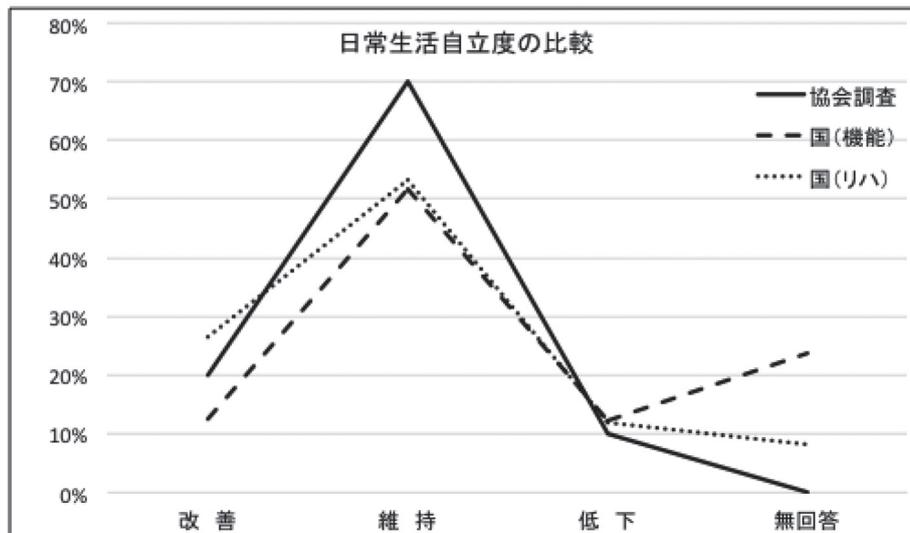
1. 個別機能訓練実施における日常生活自立度の変化 (サービス利用開始時と調査時点との比較)

①協会と国の比較

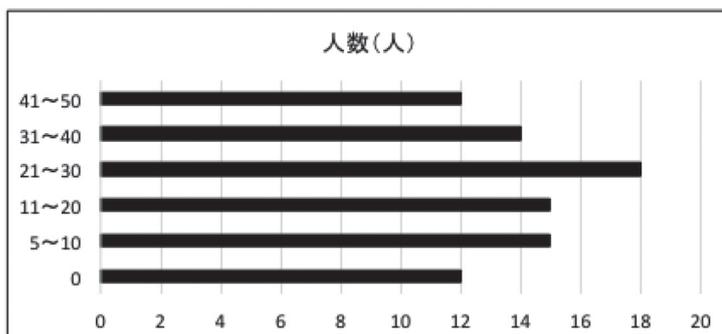
	協会調査	国(機能)	国(リハ)
改善	20%	12.40%	26.60%
維持	70%	51.60%	53.30%
低下	10%	12.20%	12.00%
無回答	0%	23.80%	8.19%

②サンプル数の比較(人)

	調査対象者	実施者
協会	70	技能認定登録者
国(機能)	1,666	機能訓練指導員
国(リハ)	1,993	リハ専門職



2. 疾患別リハビリテーション料における Barthel Index の変化 治療開始時と調査時点との比較



点数(点)	人数(人)
0	12
5~10	15
11~20	15
21~30	18
31~40	14
41~50	12
合計	86

第 67 回 日本理学療法学会 終了報告
 (協会創立 70 周年・法人認可 55 周年記念学会)

参加者	会員 257 名 一般・学生・市民公開講座等 83 名 入場者総数 340 名
学会内容	演題発表 17 題 特別講演 2 題 市民公開講座 1 題 後援団体 18 団体 (厚生労働省・埼玉県、他) 協賛・広告企業団体 9 社

第 67 回 日本理学療法学会 決算報告書

学会事業収入

項目	金額	備考
交付金収入	3,853,682	協会本部支出
参加費収入	4,566,000	学会参加費
協賛金収入	0	学会協賛金
広告料収入	120,000	抄録広告掲載
その他収入	41,825	
合計	8,581,507	

学会事業支出

項目	金額	備考
旅費交通費	1,854,042	会議交通費、渉外費等
通信運搬費	42,055	抄録郵便等
消耗品費	299,445	事務用品、備品等
印刷製本費	1,062,590	抄録集、企画書等
賃借料	1,228,660	会場機器使用料等
諸謝金	875,000	講師料
源泉徴収税	61,260	
記念品	72,144	記念品等
会議費	1,174,794	弁当、飲料代等
雑支出	1,911,517	
合計	8,581,507	
残金 (収入 - 支出)	0	

諸会議及び役員渉外行動報告

月日	用務地	用務内容
7/4	厚労省医政局医事課	平成30年度 運動療法機能訓練技能講習会の後援名義申請(平野)
6	協会事務所	財務処理対策協議(平野・杉浦)
7	木村重人宅(青森県五戸町)	お見舞い(平野・小路口・大内田・大場)
10	ツナビル	ニュー大崎管理組合理事会(平野)
14	伊勢原シティープラザ	平成30年度 運動療法機能訓練技能講習会開講式(平野)
15	協会事務所	財務局業務引継ぎ(平野・小田木・佐藤・小川・三浦・野山・杉浦)
19	全鍼師会館	平成30年度 第3回あはき等法推進協議会(平野)
20	協会事務所	葬税理士法人財務処理(平野・杉浦)
24	帝国ホテル	日本医師会 新役員披露パーティー(平野)
8/1	協会事務所	財務局業務処理打合せ(平野・三浦)
2	協会事務所	表彰選考委員会(平野・柳澤・倉石)
16	協会事務所	表彰選考委員会(平野・柳澤)
18	協会事務所	マッサージ師等養成校の就職状況アンケート調査結果とエビデンス集積協力者の協議(平野・小川・青柳)
12	再開発準備組合	大崎駅西口再開発に係るヒヤリング(平野)
29	協会事務所	葬税理士法人財務処理(平野・三浦・杉浦)
30	協会事務所	パソコンメンテナンスに係る協議(平野・青柳・佐藤)
9/8	協会事務所	協会ホームページの打合せ(青柳・野山・佐藤)
11	ツナビル	ニュー大崎管理組合理事会(平野)
12	協会事務所	葬税理士法人財務処理(平野・三浦・野山・杉浦)
15	南部労政会館	大崎駅西口再開発準備委員会勉強会(平野)
19	東洋療法研修試験財団	生涯研修作業部会(青柳)
20	全鍼師会館	平成30年度 第4回あはき等法推進協議会(平野)
21	厚労省医政局医事課	第67回 日本理学療法学会終了報告(平野)
22	全鍼師会館	マッサージ等将来研究会普及啓発部会(平野)
30	三井ガーデンホテル千葉	千葉県支部 創立60周年記念式典(平野)
10/3	ヤクルトホール	第30回 国民の健康会議(平野)
4	協会事務所	組織局業務処理・会員名簿の確認作業(平野・丹羽)
6	協会事務所	理事会開催に係る協議(平野・青柳・小川)
7	協会事務所	会費未納者への督促状発送準備作業(平野・三浦)
11	協会事務所	認定試験問題・支部研修会等に係る作業(平野・柳澤)
16	ツナビル	ニュー大崎管理組合理事会(平野)
17	厚労省保険局医療課 老健局振興課・他	診療報酬・介護報酬に係るエビデンス集積方法の指導のお願い(平野・青柳)
21	協会事務所	葬税理士法人財務処理(平野・三浦・杉浦)
28	広島大学病院	第41回 理学療法指導者講習会(平野・小川・野山)
30	東洋療法研修試験財団	平成30年度 生涯研修検討委員会(平野)
11/1	協会事務所	理学療法指導者講習会に係る財務整理(平野・小田木)

本部発信文書一覧

月日	文書番号	宛 先	文 書 名
6/20	31	執行委員長・支部長 各位	平成30年度 第1四半期決算ファイル送付について
26	32	理事・監事 各位 執行委員長・支部長 各位	診療報酬及び介護報酬改定の要望におけるエビデンスデータ集積について(依頼)
26	33	執行委員長・支部長 各位	入会・登録事項変更・退会などの申請について
26	34	執行委員長・支部長 各位	第41回 理学療法指導者講習会の受講者推薦について
7/3	35	支部長 各位	技能認定登録制度に係る登録の更新について
3	36	日本医科学総合学院	平成30年度 賛助会費納入について(礼状)
4	事務連絡	津田理事	マッサージ師等養成校の就職状況調査の取りまとめのお願い
12	37	東洋療法研修試験財団理事長	平成29年度 生涯研修会終了報告書 平成30年度 生涯研修会開催届の送付について
12	事務連絡	丹羽理事	理療185号ならびに入会申込書の送付について
23	38	支部長 各位	平成30年度 会員名簿の確認のお願い
25	39	東洋療法研修試験財団理事長	平成29年度 生涯研修会終了報告書 平成30年度 生涯研修会開催届の修正について
31	事務連絡	新潟県 支部長	ゆうちょ銀行口座開設のための資料の送付
8/4	40	病院長 各位	技能認定登録者の業務における効果検証の調査について(依頼)
4	41	東洋療法研修試験財団理事長	平成30年度 第1回生涯研修実施作業部会(勉強会)への出席者の推薦について
4	事務連絡	岐阜県 支部長	会費未納者のお知らせ
4	事務連絡	新潟県 支部長	口座開設に係る支部証明書等の送付
16	42	厚生労働省 医政局長	平成31年度 春の叙勲・褒章候補者の推薦について
23	43	役員・支部長 各位	定款細則(改正)の送付について
9/3	44	執行委員長・支部長 各位	平成30年度 第2期交付金について
6	45	該当支部長 各位	東洋療法研修試験財団生涯研修修了証書の送付
10	46	厚生労働省 事務次官 関係医学会 各位	第67回 日本理学療法学会終了報告書の提出について
23	47	病院長・施設長 各位	第41回 理学療法指導者講習会出張許可のお願い
10/9	48	該当会員 各位	会費納入のお願い・督促状(平成28・29・30年度)
9	49	該当会員 各位	過年度会費納入のお願いと会員資格の取り扱いについて
12	50	理事会構成員 各位	平成30年度 第2回理事会開催について
12	51	支部長 各位	認定登録制度に係る登録の更新について
12	52	執行委員長・支部長 各位	平成30年度 学会・講習会実施予定表の提出について
12	事務連絡	理事 各位	第26回 認定試験問題作成のお願い(依頼)
17	53	厚生労働省 事務次官 関係医学会 各位	第68回 日本理学療法学会 後援名義使用について
18	54	マッサージ師養成校 各位 柔道整復師養成校 各位	養成校就職状況等調査結果の報告と(礼状)
29	事務連絡	国立国会図書館	広報230号・231号・232号の送付
11/5	55	理事会構成員 各位	平成30年度 第2回理事会討議資料の送付

年度末業務予定表

区 分	上 旬	中 旬	下 旬
30年 12月		広報233号発行	年末年始のため事務所休み 12月28日(金)～1月5日(土) 年末年始 緊急連絡先 平野 会長 090-7423-1764 小川副会長 080-1626-9580 青柳副会長 090-2492-3317
31年 1月	年末年始のため事務所休み 12月28日(金)～1月5日(土)		支部・地方会 平成31年度予算書 提出 31日(木)本部必着
2月	第26回 技能認定試験 10日(日)		
3月	第3回 理事会 3日(日) 第60回 定時代議員総会議案審議		第60回 定時代議員総会議案書 (広報234号下旬発行)
4月	支部・地方会 平成3年度決算書 提出 10日(水)本部必着	学会・諸会議に 向けての作業	支部から本部へ諸会議出席者名簿提出 決算書類の書面表決発送 年度末監査 29日(祝)
5月	決算書類を代議員に発送 学会・諸会議に向けての作業		地方会代表者会議 24日(金) 第60回 定時代議員総会 24日(金) 第68回 日本理学療法学会 25日(土)・26日(日) 諫早市

支部長ならびに執行委員長へのお願い

- ①平成31年度の支部・地方会予算書案を1月31日(水)まで。平成30年度決算書については4月10日(水)までに本部事務局に提出してください。
- ②あはき等法推進協議会、生涯教育部会、東洋療法研修試験財団の関連会議は不定期に開催
- ③葵税理士法人による財務処理作業は、協会事務所で毎月1回実施

第 68 回 日本理学療法学会のご案内

会員の皆様へ
長崎学会の演題を募集しております
多くの会員の皆様のご協力をお願い申し上げます

- 学会テーマ 「長寿社会における医療・介護」
～積極的な社会参加へ 私たちの役割～
- 会 期 2019年 5月24日(金)・25日(土)・26日(日)
- 会 場 諫早観光ホテル道具屋 長崎県諫早市金谷町 8-7
- 担 当 九州地方会 長崎・佐賀県支部
- 事 務 局 医療法人 祥仁会 西諫早病院
事務局長 西口 政男
住 所 〒 854-0063 長崎県諫早市貝津町 3015
電 話 0957-25-1150 FAX 0957-25-3338
E-mail : nishiguchi@shoujinkai.com

*学会開催要項の詳細については広報 232 号を参照願います。

発行人 公益社団法人 全国病院理学療法協会
〒141-0032 東京都品川区大崎 3-6-21
ニュー大崎 318号
TEL 03 (3494) 1948
FAX 03 (3494) 1950
ホームページアドレス <http://nhpta.net>

発行責任者 平野 五十男
編集責任者 小路口 憲
ken218@lapis.plala.or.jp